

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	障害者自立支援給付関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

天童市は、障害者自立支援給付関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを事前に分析し、この様なリスクを軽減させるための適切な措置を講じることによって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

山形県天童市長

## 公表日

平成30年6月29日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者自立支援給付関係事務
②事務の概要	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による、自立支援給付の支給及び地域生活支援事業の実施に当たって、次の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①介護給付費、特例介護給付費及び特例訓練等給付費の支給申請の受理、支給決定、変更申請の受理、変更の決定            ②計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給申請の受理、支給            ③障害支援区分の認定、変更の認定            ④特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給申請、支給決定            ⑤地域相談支援給付費及び特例地域蘇段支援給付費の支給申請の受理、支給決定、変更申請の受理、変更の決定            ⑥療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給            ⑦高額障害福祉サービス等給付費の支給申請の受理            ⑧他の法令による給付            ⑨自立支援医療の支給、受給者証の交付申請の受理、支給決定、支給認定の変更、申請内容の変更、支給認定の取り消し、審査及び支払            ⑩医療受給者証の交付、再交付、返還請求            ⑪補装具費の支給申請受理、支給決定            ⑫地域生活支援事業に関する事務</p>
③システムの名称	障がい者福祉総合システム、団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)
2. 特定個人情報ファイル名	
障害共通宛名(対象者マスター)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の84の項            ・番号法 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第60条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)            ・番号法第19条第7号及び別表第2の16、26、56の2、57、87及び116の項            ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第19条、第30条、第31条及び第44条            (情報照会の根拠)            ・番号法第19条第7号及び別表第2の108、109及び110の項            ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	天童市健康福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	課長 加藤 博之
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	天童市総務部総務課 天童市老野森一丁目1番1号 023-654-1111(内線312)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	天童市健康福祉部社会福祉課 天童市老野森一丁目1番1号 023-654-1111(内線765・766)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

